

システム3	
①システムの名称	システム基盤(個人基本)
②システムの機能	<p>札幌市のシステムであり、既存住基システムから住民基本台帳の情報を受領し、その住民基本台帳の情報に移転が認められた項目のみに再編成した上で、庁内の各システムに情報移転する機能を有する。情報移転は、スマートシティ推進部へ住民基本台帳ファイル利用申請を行い、承認を受けたシステムに対してのみ行う。</p> <p>1 既存住基システムと住民基本台帳ファイルの利用承認を受けたシステム間のデータ連携 既存住基システムのデータを受領し、必要な項目のみに再編成したうえで、住民基本台帳ファイルの利用承認を受けているシステムに送信する。</p> <p>2 住民記録の異動情報の連携 既存住基システムから受領したデータ(※3)を、要求に応じて、随時(リアルタイムで)システム基盤(団体内統合宛名)や庁内各業務システムへ送信する。</p> <p>※3 当該データには個人番号が含まれるが、個人番号を利用しない業務システムに対しては個人番号を含まないデータ内容に再編成して送信する。</p> <p>3 システム基盤(市中間サーバー)への情報送信 世帯情報のうち、番号法別表に定められた情報をシステム基盤(市中間サーバー)へ送信する。</p> <p>4 職員認証・権限の管理 各システムで適切にアクセス制御を行えるよう、システムを利用する職員の認証情報を管理する。</p> <p>5 情報連携記録の管理 情報連携記録の生成・管理を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (予防接種システム、システム基盤(市中間サーバー、団体内統合宛名)、庁内各業務システム)</p>
システム4	
①システムの名称	システム基盤(市中間サーバー)
②システムの機能	<p>札幌市のシステムであり、中間サーバー・プラットフォームと庁内各業務システムの間に立ち、セキュリティの境界としての役割を果たすとともに、中間サーバー・プラットフォームの稼働時間などが、庁内の各業務システムに与える影響を吸収する。また、フォーマット変換やコード変換など、各システムでそれぞれに開発すると非効率になってしまう機能を集約する。</p> <p>1 サーバー・プラットフォームとの情報連携 中間サーバー・プラットフォームに対して、符号取得、情報転送、情報照会に関する連携を行う。</p> <p>2 フォーマット・コード変換 中間サーバー・プラットフォームへの連携を行う場合及び庁内各業務システムへの連携を行う場合に、それぞれが受け取れるデータのフォーマットやコードへ変換を行う。</p> <p>3 システム基盤(団体内統合宛名)との情報連携 中間サーバー・プラットフォームとの間で、情報転送・情報照会を行う際は、宛名番号が必要となるため、宛名番号をシステム基盤(団体内統合宛名)から取得する。 また、庁内各業務システムへ情報照会結果を返却する際は、庁内各業務システムで管理している番号へ変換するために、システム基盤(団体内統合宛名)から庁内各業務システムで管理している番号を取得する。</p> <p>4 庁内各業務システムとの情報連携 中間サーバー・プラットフォームに対して、情報転送、情報照会等に係る要求を行い、その結果を庁内各業務システムに返す。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (中間サーバー・プラットフォーム、システム基盤(団体内統合宛名、個人基本)、庁内各業務システム)</p>

3. 特定個人情報ファイル名					
予防接種情報ファイル					
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由					
①事務実施上の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の特定及び個人の宛名の突合の正確性を向上させ、予防接種率の向上に向けた施策の実施に資するため。 ・情報提供ネットワークを用いた他の地方公共団体等との情報連携に対応するため。 ・本人確認情報を入手することで、予防接種手続の添付書類を省略できるなど、住民の負担軽減及び事務の効率化が図れるため。 				
②実現が期待されるメリット	番号制度の導入により、予防接種履歴に関する情報や住所等の住民情報の名寄せ・突合ができることで正確かつ効率的に予防接種対象者等の情報を把握することが可能となり、適切な接種勧奨が可能になる等、接種率の向上ひいては感染症の発生及びまん延の防止につながることを期待される。				
5. 個人番号の利用 ※					
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の14の項、126の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号)第10条、第67条の2 番号法第9条第2項及び札幌市個人番号利用条例(平成27年条例第42号。以下「利用条例」という。)第4条第2項 番号法第19条第6号(委託先への提供)				
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※					
①実施の有無	[実施する] <table style="float: right; border: none;"> <tr><td><選択肢></td></tr> <tr><td>1) 実施する</td></tr> <tr><td>2) 実施しない</td></tr> <tr><td>3) 未定</td></tr> </table>	<選択肢>	1) 実施する	2) 実施しない	3) 未定
<選択肢>					
1) 実施する					
2) 実施しない					
3) 未定					
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 (提供に関する命令の情報提供の根拠) 第2条の表において第3欄(情報提供者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第4欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種」又は「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種」が含まれる項(25、26、153、154の項) (提供に関する命令の情報照会の根拠) 第2条の表において第1欄(情報照会者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第2欄(事務)に「予防接種法による予防接種」又は「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種」が含まれる項(25、27、28、29、153の項)				
7. 評価実施機関における担当部署					
①部署	札幌市保健福祉局保健所感染症総合対策課				
②所属長の役職名	感染症総合対策課長				
8. 他の評価実施機関					
-					